

～このページは平成30年度においての情報です～

小金井市医師会

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

◎ 実施期間

平成30年6月1日～平成31年3月31日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの

・特定健康診査受診券

・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否

市民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。

◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

- ・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。
- ・小金井市民(住民登録がある)の方は、追加健診がご利用いただけます。

◎特定保健指導の利用の可否

特定保健指導は実施しておりません。